

代理店引受先金融機関本部 御中
歳入代理店引受先金融機関本部

日本銀行業務局

2019年下期・国庫金の電子化推進に向けた取組みに関する
アンケート結果のご報告

国庫金関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先立では、「国庫金の電子納付の利用推進に向けた取組に関するアンケートへのご協力のお願い」（2020年2月28日付業庫第14号）にご協力頂き、誠にありがとうございました。今般は、ご協力頂いたアンケート結果を取り纏めましたので、下記のとおりご連絡致します。

— なお、皆様より、下記にお示しします電子納付の利用推進に多大なご協力を賜りました結果、2019年度の国庫金の電子納付件数は、2,830万件、前年同期比+8.3%（+216万件）と、順調に増加しております¹。

記

1. 業庫第14号アンケートの結果

(1) 取組先数、取組事例

アンケートにご回答頂いた445金融機関（表1）中、国庫金の電子納付の利用推進に向けて、取組みを実施して頂いている金融機関は、全体の98%（438先）と、引き続き、ほぼ全ての金融機関で電子化推進の取組を実施していることが確認できました。

具体的な取組方法（表2）をみると、窓口における書面納付者への呼びかけが引き続き最も一般的（対象先のうち84%が実施）であるものの、多くの先でこれ以

¹ 2019年度の国庫金受入のうち、電子納付の比率は、21.3%。口座振替を含めたシステム処理比率は、62.5%。詳細は、「国庫金事務電子化の状況について（令和元年度）」（https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/kokko/elec/index.htm/）を参照。

外にも複数の取組を実施し、特に、電子納付への切り替えに効果が高いとの声が聞かれている企業の経理担当者への呼びかけについて、約半数（48%）の金融機関が実施していることが確認されました。

—— 昨年同期のアンケート結果では、企業の経理担当者への呼びかけの実施先数は154先（全体の37%）。

また、呼びかけの際に利用する広報物（表3）としては、外部リーフレット²の利用が一般的であるものの、企業の経理事務の効率化を促す提案書を自行車で作成し、活用する金融機関もみられました。

<表1> ご回答先

業態	先数
大手行	5
地銀	101
信金	248
その他	91
総計	445

<表2> 電子納付の利用呼びかけの方法（複数回答可）

施策	先数	比率
① 窓口での呼びかけ	376	84%
② お客様の待ち時間中の呼びかけ	133	30%
③ 電子納付可能なATMへの誘導	26	6%
④ 企業の経理担当者への呼びかけ	212	48%
⑤ その他	137	31%

<表3> 呼びかけの際に用いる広報物（複数回答可）

施策	先数	比率
① リーフレット	364	82%
② ポスター	138	31%
③ デジタルコンテンツ	52	12%
④ 自行車作成の広報物	27	6%
⑤ その他	59	13%

弊行から例示した上記以外の施策として、アンケートにご記載頂いた内容を見ると、①昨年10月の地方税共通納税システム稼働を契機に、全営業店に周知徹底を図る等し、税公金業務全般について電子化取組を積極化させたり、②納付者（企業の経理担当者等）のみならず、介在する税理士にも企業を通じて依頼を行う等、ターゲットの絞り込みや、働きかけを行う範囲を強化する動きが見られています。

² 国税庁、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会事務局、全銀協主催の「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」がそれぞれ作成したリーフレット等が多く活用されています。

また、取組み効果が高い事例として、弊行よりご協力をお願いしてまいりました³、地方税と一体での国税の電子納付推進については、実施先が256先（全体の58%）と、前回調査時（昨年9月）の23%から著増し、過半数の金融機関において実施していることが確認できました。

例えば、地方税のうち納付件数が多い個人住民税（特別徴収分）の書面納付先をリストアップの上、全営業店で源泉所得税の電子納付と合わせて勧奨を行う、さらには、電子納付への切替先数を営業店の業績評価に反映する等、効果検証を含め、より踏み込んだ施策を実施する取組例も見られています。

（2）金融所得課税の電子納付の状況

今般のアンケートでは、来年10月以降、個人住民税の預金利子割、配当割等が地方税共通納税システムに対応する見込み（＝地方税電子化の対象範囲の拡大）であることを踏まえ、貴行庫が納付する預金利子所得、配当所得および株式等譲渡所得にかかる電子納付の実態（①現状の電子納付の有無、②将来の電子納付への切り替え予定の有無）についても調査を実施しました。

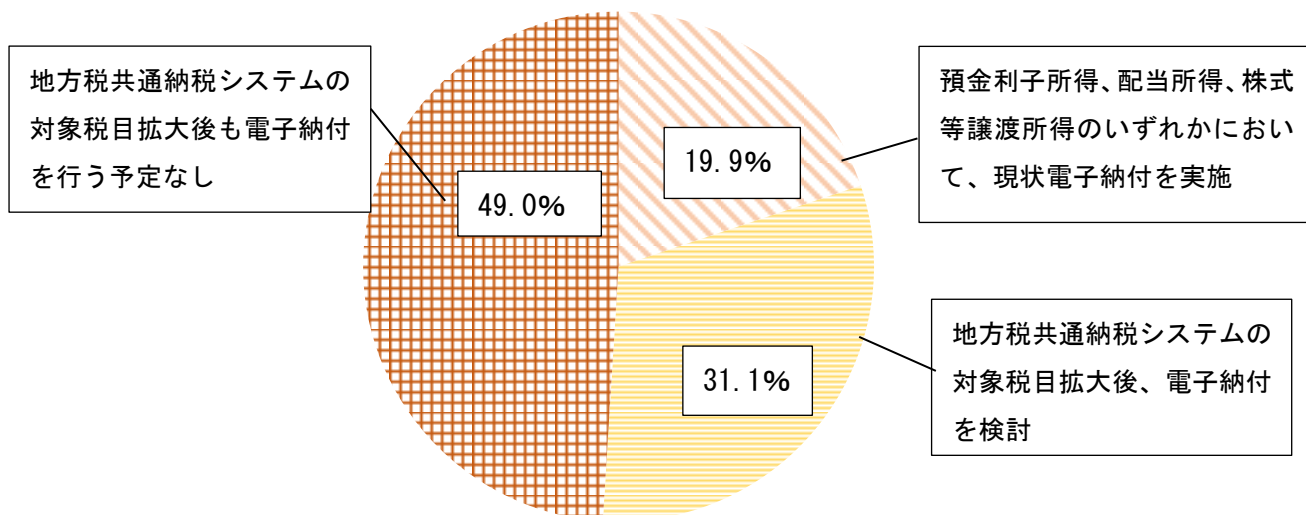
この結果、来年10月以降は、約半数（51%）の先が実施、ないし切替を行う見込みあり<表4>との回答が聞かれております。

—— 一方、残りの約半数からは、電子納付による事務負担の増嵩⁴や支店におけるネット環境の確保を課題とし、e-Taxの機能改善を求めるとのご意見が多く聞かれました。

³ 2019年12月4日付 業庫第103号。

⁴ 法令上、預金利子所得等は、営業店毎に所轄税務署へ納付を行うことが求められており、実際の納付事務も営業店毎に実施している先が多い模様。この点、電子納付に切り替える場合は、事務合理化の観点から、本部による集中処理を希望する先が多く、この場合の納付事務も、全店舗分の納付データリストを作成し、一括で納付完了とする等の合理的な納付スキームを要望する声が聞かれた（現行仕様では、本部集中した場合、営業店の数だけe-Taxにログインし、一本一本納付を行うことが想定される由）。なお、一部金融機関では、システムベンダが提供するツールを活用し、こうした簡便な納付を実施しているとの声も聞かれた。

＜表 4＞預金利子所得等の電子納付の状況、および今後の切替の検討状況



2. 皆様にご協力をお願いしたい事項について

金融機関の皆様におかれましては、足許、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来型の対面を軸とした営業手法の見直しが求められる中、ITCも活用した新しいアプローチについて検討・工夫されておられることと存じます。国庫金につきましても、今後、電子納付のニーズが高まっていくと思われますので、引き続きプロパー業務とあわせ、電子納付推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、次回(2020年度上期取組分)の電子納付の利用推進に向けたアンケートでは、上述のような新型コロナ影響下での電子納付推進事例につき、お伺いさせて頂きたいと考えておりますので、申し添えます。

本件に関しご不明な点等がございましたら、遠慮なく以下の照会先までご連絡下さい。

以 上

【照会先】	
業務局総務課 国庫業務企画グループ	
宮村 企画役	(電話) 03-3277-2043
川口 企画役補佐	(電話) 03-3277-2216
今井	(電話) 03-3277-1013